

第3回有識者検討会

議事概要

- 日時 令和7年12月10日(木) 15:30~16:30
- 場所 オンライン開催
- 有識者検討会構成員

構成員(敬称略)	役職
高井 公知 (ご欠席)	東京都福祉局指導監査部指導第二課 課長
飯沢 すみ江	神奈川県川崎市総務部監査担当 課長
福島 透	千葉県松戸市子ども部保育課保育運営担当室 室長
田中 のり子	栃木県茂木町役場 保健福祉課福祉係 課長補佐兼係長
川本 寛弥	公認会計士

- 議題
 1. 開会
 2. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について
 - (1) 第3回有識者検討会の目的のご説明
 - (2) 第1回・第2回検討会の取りまとめ状況のご説明
 - (3) 全国意見照会結果のご報告と議論
 - (4) 職員名簿(標準様式)に関する議論
 3. 意見交換
 4. 事務連絡
 5. 閉会

○ 議事概要

1. 開会

本有識者検討会の事務局を担当する EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより、挨拶及び本有識者検討会の流れ等についての説明。

2. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究について

(1) 第 3 回有識者検討会の目的のご説明

第 3 回有識者検討会の目的のご説明について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 本調査研究では、有識者検討会での議論及び全国意見照会の結果を踏まえ、2026 年 3 月末までに成果物を取りまとめる。
- ・ 第 3 回有識者検討会では、これまでの検討会の取りまとめ状況及び全国意見照会結果を報告するとともに、職員名簿の標準様式案について議論する。第 3 回検討会後の流れについては、本検討会での御意見を踏まえて成果物の最終取りまとめを行い、本年度末までに、監査実施通知を改正・発出する予定である。

(2) 第 1 回・第 2 回検討会の取りまとめ状況のご説明

第 1 回・第 2 回検討会の取りまとめ状況について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 本調査研究の有識者検討会は、各回で設定した議論事項に基づき、第 1 回を 2025 年 7 月 28 日に、第 2 回を同年 9 月 25 日に実施した。
- ・ 本調査研究では、3 点の成果物を作成する。いずれの成果物も、全国意見照会で頂戴した御意見を反映済である。
 - 資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」は、標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」及び保育施設等による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧である。
 - 資料 2 - 2「事務フロー（案）」は、監査業務において、デジタル化を想定した標準的な事務フローである。
 - 資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」、資料 2 - 2「事務フロー（案）」には、第 1 回検討会にて収集した御意見を反映済である。
 - 資料 2 - 3「自己点検票（標準様式）（案）」は、保育施設等が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式であり、資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」を基に様式化を行った。

(3) 全国意見照会結果のご報告と議論

全国意見照会結果のご報告と議論について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 全国意見照会は令和 7 年 10 月 14 日～11 月 7 日にて、都道府県、指定都市、中核市、左記以外の市（区を含む）、町村を対象に実施し、計 60 団体より御意見が寄せられた。
- ・ 全国意見照会にて収集した御意見は、事務局にて内容ごとに整理及び分類し、関連通知の見直し及び令和 8 年度のシステム改修の要件定義等に向けて、各御意見の対応方針等を検討し、成果物への反映を行った。
- ・ 全国意見照会では、総数は 480 件の御意見を頂戴し、そのうち重複等を排除した主な御意見は 287 件であった。頂戴した御意見は、分類毎に 5 つに整理した。御意見全件の内容及び対応方針については、資料 3 を参照されたい。
 - 「監査調書一覧（自己点検票）」（総数 235 件、主な御意見数 171 件）
 - ・ 成果物の監査調書一覧（自己点検票）に対し、項目の定義の具体化や確認観点の追加等、内容に関するご意見・要望が挙げられた。
 - 「監査調書標準化方針」（総数 101 件、主な御意見数 53 件）
 - ・ 監査業務標準化の位置づけに関する質問や、自治体毎に裁量を持たせるべき範囲に対するご意見・要望、本調査研究への賛同の声が挙げられた。
 - 「システム化要件」（総数 99 件、主な御意見数 49 件）
 - ・ 標準化した監査調書を基に、システム化を行うにあたり、自治体業務効率の向上に向けた、UI 等に関するご意見・要望が挙げられた。頂戴した御意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討を行う。
 - 「保育業務施設管理 PF の導入に関する質問・要望」（総数 35 件、主な御意見数 10 件）
 - ・ 保育業務施設管理プラットフォームへの監査調書標準化対応の反映について、運用開始時期や導入要否、負担の懸念等のご意見・要望が挙げられた。
 - 「その他、監査調書標準化対象・システム化対象等」（総数 9 件、主な御意見数 4 件）
 - ・ こども誰でも通園制度・放課後児童健全育成事業等の事業に関する要望や、システム化対象事業の拡大等、今後の方針についてご意見・ご要望が挙げられた。また、認可関係の変更届、業務簡素化にとどまらない労働環境の充実等について、ご意見・要望が挙げられた。
- ・ 「監査調書一覧（自己点検票）」に関する御意見について、監査評価項目・自己点検項目、着眼点、評価区分、事前提出書類・情報に関する御意見等、複数観点から御意見を頂戴した。
- ・ 「監査調書標準化方針」に関する御意見の各対応方針について、資料 1 P.14～27 に主な

ご意見の全件を掲載。運用上の課題や懸念点等があれば意見交換の際に御意見を収集する。

(4) 職員名簿（標準様式）に関する議論

職員名簿（標準様式）に関する議論について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 本調査研究では、給付申請情報より取得可能な情報を監査にて活用し、保育施設等側の業務負担を軽減する方針である。本背景のもと、施設監査の事前提出書類として確認する「職員名簿」について、給付申請情報より取得可能と整理できるため、標準的な様式を定めることとした。
- ・ 職員名簿（標準様式）（案）は、複数自治体の「職員名簿」を参考とし、監査において必要とされる項目を抽出することにより作成した。
- ・ 職員名簿（標準様式）システム化のイメージは、第一に、保育施設等の職員が、自己点検票を作成時に、本職員名簿を事前提出情報としてシステムより出力する。その際に、給付申請情報から各項目の内容が自動取得される想定。第二に、保育施設等の職員が、出力した職員名簿を確認し、給付申請情報からの取得不可であった項目等を、必要に応じて手動で入力する。最後に、職員名簿を、自己点検票（他の事前提出情報／書類）とともに自治体に送付する。
- ・ 職員名簿（標準様式）（案）について、施設監査としての項目の過不足や、保育施設毎で異なる様式での運用要否、運用上の課題や懸念点等について、意見交換の際に御意見を収集する。

3. 意見交換

(1) 全国意見照会での御意見のうち、「監査調書標準化方針」に関する対応方針案について

- ・ No.172：保育業務施設管理プラットフォームへの移行について、期限はあるのか、また導入は義務であるか、若しくは任意であるのか明確に示していただきたい。
 - 保育業務施設管理プラットフォームの導入は、任意である。一方で、監査業務の標準化を推進すべく、準備が整った自治体より導入を検討いただきたい。
- ・ No.174：標準的な監査評価項目の数が多いことから、各項目について、自己点検票若しくは実地監査のどちらで確認するのか、監査調書一覧上にて提示することは可能か。また、1施設当たりの監査業務にて、想定される所要時間を伺いたい。
 - 各監査評価項目の確認について、自己点検票若しくは実地監査のいずれで行うかは、各自治体の監査手法により異なると思慮するため、自治体にて判断される項目とする方針としているが、監査業務の負荷軽減のために、本論点は引き続き検討する。また、1施設当たりの監査業務における所要時間については、標準化により現状の時

間から増加させることは想定していないため、各自治体の監査実態に応じて標準的な監査調書一覧を活用いただきたい。

- 監査業務標準化に伴う業務負担軽減策については、現在検討中である。例えば、「児童福祉法に基づく監査の実施通知」は廃止せず、監査の基本的枠組みは維持する想定である。本通知上では、法令に基づき年度毎の監査を求めているが、優良な施設に対しては緩和するといった対応策を既に提示している。また、自己点検票での確認後に実地監査を実施する際に、全ての監査評価項目を確認することは非効率・非効果的であると思慮するため、前年度の監査結果を参照し、実施監査にて重点的に確認すべき項目を定めるといった、自治体による創意工夫に富んだ柔軟的な対応を実施いただきたい。標準化後の監査手法の詳細については、改正後の通知にて示す想定である。
- ・ No.178：監査調書の導入に際しては、自治体にて実施することを想定しているとのことだが、保育施設等への説明内容に齟齬がないよう、国から、説明動画や資料を提供いただきたい。例えば、保育業務施設管理プラットフォームの導入に際して行われたような、保育施設等及び自治体向けの説明会を想定している。
 - 意見として承る。今後、対応の要否を含めて検討する。
- ・ No.177：監査のスケジュールは、年度初めに決定される。その中でも、保育施設等への実施通知・指導については、少なくとも1、2ヶ月を要することから、監査業務の標準化に際しては、翌年度から適用する等の経過措置を設定いただきたい。
 - 改正後の通知において、各自治体の事情を勘案し経過措置等を設けることを検討する。各自治体においては、標準的な監査調書一覧及び保育業務施設管理プラットフォームの導入を検討いただきたく、自治体の御意見を伺いながら監査業務の標準化を推進する所存である。
- ・ No.174：標準的な監査評価項目の項目数が多い。自治体により人的リソースは差分があることから、スケジュール策定のためにも、1施設当たりの監査業務にて想定される標準的な工数を示していただきたい。また、各監査評価項目について、重要性を記載すると良いのではないか。
 - 1施設当たりの監査業務にて想定される標準的な工数については、先ほど回答した内容と重複するため割愛する。監査評価項目での重要性の観点については、今後、対応要否を含めて検討する。
- ・ No.208：会計に係る監査評価項目は、数値を確認する等、定量的に確認可能な項目が多数存在する。そのため、システム化に際しては、当該項目に対し数式を設定して判定を行う

等、自治体職員に専門性がなくとも、適否の判断が可能となる要件を定めていただきたい。

- 意見として承る。今後、検討を実施する。
- ・ No.197：標準的な監査評価項目のうち、国として確認を必須とするのは全項目であるのか、若しくは一部項目なのか。自治体による柔軟な対応を可能とすることを前提にしているが、国として最低限確認を必須とする監査評価項目や、変更を不可とする評価区分を示していただきたい。
 - 監査評価項目では、国として最低限確認が必要な項目を定義しているが、項目数が多いという御意見もいただいているため、引き続き検討を実施する。

(2) 職員名簿について

【項目の過不足について】

- ・ 本自治体では、令和6年度をもって、職員名簿での時給や日給等の記載を廃止した。給与の記載を求めていた理由は、最低賃金以上の給与が支払われているかの確認、及び、経理等通知上での適正な給与水準の維持の確認のためであった。一方で、処遇改善実績報告にて確認可能であるとともに、保育施設等側の負担を軽減すべく、廃止に至った。廃止により特段監査での不都合は感じていない。
- ・ 職員名簿の項目に、個人情報が含まれていることを懸念している。また、各項目の回答要否について、必須又は任意をどのような定義で設定したのか伺いたい。
 - 職員名簿の項目には個人情報が含まれている一方、これら情報は現時点にて給付申請情報から取得可能である見込みであり、保育施設等側に再入力を求めることは想定していない。また、回答要否については、原則、給付申請情報から取得可能と見込まれる項目を必須とし、取得不可であると見込まれる項目を任意と定義している。

【保育施設等類型間での様式の差分について】

- ・ 本自治体では、すべての施設類型にて同じ様式の職員名簿を使用している。

4. 事務連絡

EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより、事務連絡について説明。

5. 閉会

EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより、閉会挨拶。

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究一式」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではありません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものが、又は妥当なものが、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはありません。